

| 番号 | 対象局<br>(団体) | 事項                   | 措置区分 |     | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要   |
|----|-------------|----------------------|------|-----|---|--|
|    |             |                      | ◎    | ○   |   |  |
| 92 | 建設局         | 契約違約金の調定を適正に行うべきもの   | 1-ア  | 2-ウ | 第二建設事務所は、契約により、香川の防潮堤耐震補強を行っている。<br>当該契約は、工期内の工事完了が見込めなくなったことにより、平成27年10月1日に受託者から契約書の規定に基づき工期延長願出書が提出され、契約違約金を徴収して工期を延長している。<br>この契約違約金の調定について見たところ、土日を除いた日数で計算したため、34万4,700円過少に調定しており、適正でない。   | 所は、法律的見解を確認の上、工事請負契約書第42条に基づき、平成28年7月19日付けで遅延違約金の不足額34万4,700円について調定を行い、同年8月18日付で受託者から納付された。【1-ア】<br>再発防止策として、平成28年2月24日付けの事務連絡により、遅延日数に土日が含まれることについて、所内周知を図った。<br>また、工事変更設計書の起案本文に遅延違約金に関する記載をすること及び遅延違約金の請求起案に起工課を協議先として設けることを徹底することとし、再発防止を図った。【2-ウ】 |
| 93 | 建設局         | 複数単価契約を適正に締結すべきもの    | 2-エ  | 2-ウ | 北多摩北部建設事務所は、河川施設の損傷箇所の補修等を行うため、契約を締結している。<br>この契約は、複数単価契約となっており、その契約を締結する手続は、予定単価と見積単価を各々比較し、見積単価が予定単価を上回っている工種単価は、予定単価を下回るまで減価交渉を行い、全ての単価を予定単価以下にして契約することとしている。<br>しかしながら、当該契約は3つの工種単価において予定単価を上回ったまま契約を締結しており、適正でない。<br>その結果、少なくとも73万6,011円が過大に支出されている。 | 所は、平成28年3月1日付けの文書において、契約・支出事務における確認の徹底を図るなど所内全職員に改めて注意喚起した。【2-エ】<br>また、複数単価契約の締結に当たっては、工事主管課と契約主管課において、工種番号や金額、工種名、内容、単位等について担当者だけでなく各々の課長代理等の複数のチェックを徹底することとした。【2-ウ】  |
| 94 | 建設局         | 資料館の案内等の委託を適切に行うべきもの | 2-ウ  | 2-イ | 道路管理部は、「かちどき 橋の資料館」及び関連施設の案内等について、道路整備保全公社と協定を締結している。<br>一方、資料館の警備については、警報装置による警備を行っており、最終退館する職員が警報装置を起動させた時点から開始される。<br>ところで、平成27年4月1日から平成28年1月31日までの期間において資料館が開館している171日について、警備開始時間が協定で定める業務終了時間前となっている日が166日あり、このうち閉館時間前となっている日が144日あることが認められた。        | 所は、受託者が提出する業務報告書の書式を見直し、平成28年4月より、従事職員の入退館時間を記録させ、受託者と道路管理部で従事時間を確認するダブルチェック体制とした。【2-イ】<br>また、業務報告書と、第一建設事務所より受領した資料館の警備委託の警備記録表とを比較し、道路管理部において業務時間の確認を実施することとした。【2-ウ】   |

| 番号 | 対象局<br>(団体) | 事項                                 | 措置区分 |     | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要   |
|----|-------------|------------------------------------|------|-----|---|--|
|    |             |                                    | ◎    | ○   |   |  |
| 95 | 建設局         | 野球場整備契約に係る履行確認を適切に行うべきもの           | 1-エ  | 2-エ | 西部公園緑地事務所は、井の頭恩賜公園の野球場のグラウンド整備、施設点検等を行うため、野球場整備委託契約を締結している。<br>当該契約の仕様書によれば、受託者は、<br>① 所定の作業を業務実施日の午前8時45分までに完了させること<br>② 履行状況を別紙「作業報告書」に記録すること<br>とされている。<br>ところで、当該契約の「作業報告書」の提示を求めたところ、仕様書に記載のある「作業報告書」の様式が定められておらず、「作業報告書」が提出されていない状況となっている。  | 所は、野球場整備契約に係る履行確認については、「作業報告書」様式を定め、平成28年3月15日に課内会議を開催し、新たに定めた「作業報告書」により履行確認を行うよう改めた。【1-エ、2-エ】<br>また、平成28年度契約においても、「作業報告書」様式を定めて、履行確認の周知徹底を図った。  |
| 96 | 建設局         | 水門等操業業務委託協定に基づく緊急対応費の取扱いを適切に行うべきもの | 2-イ  | —   | 河川部及び江東治水事務所は、水門及び排水機場の操業業務について、水門の存する区とそれぞれ委託協定を締結しており、このうち、緊急対応費については実績に応じて支払っている。<br>しかしながら、<br>① 単価について、協定書等に定めがない<br>② 時間について、通常の業務従事時間外に非常時態勢業務に従事した場合には、業務従事時間に毎回30分を加算した時間を実績として支払っているが、協定書等において定めがない<br>など、実績払に係る根拠がない状況となっており、適切でない。  | 平成28年度においては、別途、協議書を取り交わし、緊急対応単価を決定するとともに、緊急対応時における業務従事時間の定義を明確にした。【2-イ】<br>平成29年度からも同様に、協議書等により、実績払いの根拠を明確にすることとする。  |
| 97 | 港湾局         | 個人情報の運搬に係る不正利用防止の措置を講じるべきもの        | 2-イ  | —   | 港湾経営部では、国際港湾施設利用者に対して「東京港スタッフカード」を発行している。<br>このスタッフカード及び発行管理リストの作成について、部は、委託契約を行っており、受託者に対し、スタッフカード交付申請者の個人情報に記載されている台帳を貸与して、スタッフカードを作成させるとともに、発行管理リストを紙及び電子媒体で納品させている。<br>ところで、東京都情報セキュリティ基本方針等では、車両等により機密性の高い情報資産を運搬する際は、鍵付きのケースに格納する等、不正利用を防止する措置を講じなければならないとされている。<br>しかしながら、本契約に係る個人情報の管理状況を見たところ、貸与した個人情報及び納品物の鍵付きのケース等による運搬については仕様書に記載がない。 | 平成28年度も同委託契約を実施しているため、スタッフカード台帳等の運搬に当たっては、部が準備した施錠可能なケースを使用することを、平成28年5月17日付文書で受託者に指示した。【2-イ】<br>平成29年度以降の委託契約の仕様書についても見直しを行い、個人情報の運搬等に係る事項を記載した。<br>また、新たに個人情報を扱う契約を締結する場合には、本件指摘の趣旨を踏まえて適切に対応する。 |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                               | 措置区分 |     | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|----------------------------------|------|-----|--|--|
|     |             |                                  | ◎    | ○   |  |  |
| 98  | 港湾局         | 指定管理者に対し個人情報の取扱いについて適切に指示を行うべきもの | 1-エ  | 2-ウ | 局が所管する海上公園の指定管理者による個人情報の管理状況を見たところ、前回指定管理期間からの申請書等が、東京港管理事務所への返還及び指定管理者での廃棄等が行われないまま保有されており、個人情報の管理上適切でない。<br>所は、指定管理者に対し、個人情報の取扱いについて適切に指示するなど、個人情報の管理を適切に行われた。   | 平成28年5月31日に海上公園一時使用許可申請書（控）について都の定める文書保存期間（3年）を経過したものは速やかに廃棄する旨、また、個人情報全般について、目的外使用や漏えい、紛失、棄損等のないよう適切に管理する旨各指定管理者宛て通知した。当該通知により指示した文書の廃棄は、各指定管理者において履行済みである。【1-エ】<br>再発防止の取組として、海上公園一時使用許可申請書（控）について保存期間が経過したものの廃棄状況について毎年度報告を受けるとともに、個人情報全般についてその保管状況及び個人情報に係る研修の受講状況について毎年度現地調査を行う。【2-ウ】 |
| 99  | 交通局         | 契約事務を適切に行うべきもの                   | 2-エ  | 2-ウ | 電車部は、特別警備業務委託契約を締結し、繁忙駅などに警備員を配置している。<br>また、当該契約に基づき、巣鴨駅には毎日20時から翌朝6時まで警備員1名が配置されている。<br>ところで、巣鴨駅における警備員の勤務状況について見たところ、①平成27年5月11日に3時間の遅刻、②平成27年11月21日に欠勤があったにもかかわらず、部は、受託者に対し書面による事実関係の報告を求めることなく、①については特段の対応をせず、②については口頭のみにより後日への振替勤務を行わせたことは適切でない。              | 部は、各駅務区に加え、各駅務管区（駅務区を統括する部署）においても業務委託契約の履行確認を行い、本局に書面により報告させることとした。（平成28年7月22日に駅務区長会で周知）【2-ウ】<br>また、部は、本局職員に対し、日々の履行確認を徹底するほか、未履行が発生した場合には受託者から報告を受けるとともに、受託業者への対応に係る協議等について、いずれも書面により行うよう指導した。（平成28年9月1日付けの事務連絡にて通知）【2-エ】   |
| 100 | 交通局         | 工事の手直しに係る指示を適正に行うべきもの            | 2-エ  | —   | 交通局では、土木工事などの工事に対する検査において、一部に所定要件を満たしていない場合であって、一定期間内に手直しを行うことが可能であるときは、検査員は書面により、相当の期間を定めて、手直し又は補修をさせることとしている。<br>ところで、品川自動車営業所は、設備更新のため不用となった出入庫管理システムの機材を撤去する工事に対する検査において、業者が撤去に伴い路面にできた穴の埋戻し方法を誤ったことから、穴の埋戻しをやり直すよう指示したが、指示が口頭であったこと及び期限を定めずに手直しを指示したことは適正でない。 | 自動車部は、平成28年9月8日の所長会において、今回の工事、手直しの指示方法の誤り等の経緯及び指摘内容について説明するとともに、検査事務実施要領における工事の手直し方法について、所定の様式で期限を定めて行うことを確認させ、所管職員に対して手直し方法の周知徹底を図った。【2-エ】  |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                            | 措置区分 |     | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|-------------------------------|------|-----|--|--|
|     |             |                               | ◎    | ○   |  |  |
| 101 | 交通局         | 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認を適正に行うべきもの | 2-エ  | 2-ウ | 馬込車両検修場は、検車庫ピット蛍光灯器具交換工事を施行している。<br>本件工事は仕様書において、請負業者が産業廃棄物を適正に処理するよう定め、場が産業廃棄物の適正処理を確認できるための書類を、請負業者が提出するよう定められている。<br>しかしながら、場は、産業廃棄物が最終処理に至るまで適正に処理されたことを確認しておらず適正でない。                  | 馬込車両検修場は、場内会議（平成28年4月19日）及び定例監査指摘事項に関する会議（平成28年6月1日）にて、指摘の趣旨と産業廃棄物の適正処理を確認するよう周知した。<br>また、「環境局廃棄物処理契約の適正化講習会」（平成28年8月10日）に関係職員を参加させ、産業廃棄物処理の適正化に関する知識を習得させた。<br>車両電気部は、各車両検修場長に対し、指摘の趣旨と再発防止策について平成28年4月27日付けの事務連絡にて指示し、車両計画区長会（同日）にて周知した。<br>また、「廃棄物の適正処理に関する講習会」（平成28年8月26日及び同日30日）を開催し、同部車両課及び各車両検修場の関係職員に対し、廃棄物の適正処理に関する知識を習得させるとともに、新たに作成したチェックシートを活用して適正処理を行うよう周知した。【2-エ、2-ウ】  |
| 102 | 水道局         | 上下水道料金の請求を適正に行うべきもの           | 1-エ  | 2-エ | 公共浴場営業用途の水道料金及び下水道料金については、給水条例等に基づき低廉な料金が設定されている。<br>ところで、渋谷営業所の上下水道料金の算定内容事例を見たところ、公共浴場とコインランドリーとで同一の水栓を使用していたため、公共浴場料金適用の対象外であるコインランドリー分の使用水量についても、公共浴場料金を適用して上下水道料金を算定し、請求していることが認められた。 | 平成28年5月20日に公共浴場とコインランドリーの水栓を分岐する工事が完了し、渋谷営業所は、平成28年2～3月分から適正な上下水道料金の請求を行っている。<br>サービス推進部は、平成28年3月1日に検針係長会を開催し、監査指摘事例を示して再発防止等の注意喚起を図るとともに、同様の案件がないか否かを確認するための公共浴場の調査を指示した。<br>調査は、営業所・給水管理事務所において、平成28年3月に公共浴場用途全件（619件）について実施した。その結果、4件の類似した案件が判明し是正した。【1-エ】<br>また、平成28年4月15日に委託連絡会を開催し、検針委託会社3社に、定期検針時における公共浴場の変化（コイン洗濯機の台数変更等）について、速やかに局へ連絡するよう周知を行った。<br>さらに、平成28年7月28日に、東京都公共浴場業生活衛生同業組合に対し、公共浴場料金の適用ルールに関する周知ビラを配布・説明し、全組合員に周知を図った。【2-エ】 |

| 番号  | 対象局<br>(団体)           | 事項                        | 措置区分 |     | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要  |
|-----|-----------------------|---------------------------|------|-----|---|---|
|     |                       |                           | ◎    | ○   |   |   |
| 103 | 水道局                   | 自記録水圧測定器の保守点検を適切に行うべきもの   | 2-イ  | 2-エ | <p>南部支所は、漏水有無の確認に使用する自記録水圧測定器について、保守点検業務にかかる委託契約を締結している。</p> <p>この契約の仕様書では、基準圧力検査、動作確認、自記録水圧計の漏水確認、振動テストを行うこととされているが、委託完了届に添付された点検報告書は、確認項目がスイッチやコネクタ、電源等となっており、仕様書に定めたすべての項目を点検したか否か、どのような異常がありどのような修理調整をしたかが確認できない。</p>   | <p>南部支所は、履行内容に対応した点検報告書の様式を定め、仕様書に点検報告書の作成と提出を明記することにより、確実に履行確認ができるよう改めた。【2-イ】</p> <p>また、他の支所に対しては、給水部が、平成28年8月22日付事務連絡で保守点検をより適切に行うよう周知徹底した。【2-エ】</p>  |
| 104 | 水道局                   | 一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの        | 2-イ  | 2-エ | <p>南部支所における廃棄物の処理について見たところ、以下のとおり適正でない点が認められた。</p> <p>ア 所が委託契約により処分した物のうち、机や書棚など木製の什器等は、廃棄物処理法施行令によれば産業廃棄物には該当せず、一般廃棄物として処理すべきである。</p> <p>イ 所は、南部支所外21か所の樹木剪定等について、委託している。</p> <p>仕様書では、発生する剪定枝等は東京都建設リサイクルガイドラインに沿って当該作業を行う行政区域内において再資源化することとされている。</p> <p>しかしながら、すべての剪定枝等が当該作業を行った行政地域外の再資源化施設で処理されていた。</p> | <p>アについては、事業活動から生じたものであるも机や書棚などの木製じゅう器類は一般廃棄物に当たるとを、各経理担当職員にショートミーティング等を活用し周知徹底した。【2-エ】</p> <p>イについては、仕様書に、①行政区ごとの搬出想定再資源化施設と履行前の搬出先施設の事前協議を行うこと、②リサイクルを証明する書類で事前協議した施設が受入を完了した確認をすることを記載し、「東京都建設リサイクルガイドライン」を順守した適正処理体制を図った。【2-イ】</p>  |
| 105 | 水道局<br>(東京水道サービス株式会社) | 工事の監督及びTSSへの指導等を適切に行うべきもの | 2-エ  | —   | <p>給水部は、配水小管工事監督業務委託について東京水道サービス株式会社(TSS)と特命随意契約を締結している。この業務は、局が契約・発注する工事の一部について、TSSが工事監督業務を行うものである。</p> <p>ところで、西部支所における工事の施工状況を確認したところ、設計・契約仕様で夜間作業とされ、積算上も割増経費が計上された工種の一部が実際には昼間に施工されたことが認められた。</p>  | <p>給水部は、平成28年3月17日及び同年4月20日に開催した工事担当の課長代理会議において、指摘事項の報告及び施工条件確認の徹底について、各支所及びTSSへ通知した。</p> <p>TSSは、平成28年4月4日のグループ会議において、指摘事項の報告及び施工区分の確認の徹底並びに工事監督業務の適切な履行について周知した。</p> <p>また、平成28年4月21日に開催した工事安全会議において、受注者に対して昼夜間の施工区分の変更があった場合には適切な協議を行うよう指示した。</p> <p>西部支所は、平成28年6月6日に開催した配水課全体会議において、指摘事項の報告及び工事監督委託案件の支出について、TSSへの確認の徹底、並びに再発防止について周知した。【2-エ】</p> |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                              | 措置区分 |            | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|---------------------------------|------|------------|--|--|
|     |             |                                 | ◎    | ○          |  |  |
| 106 | 水道局         | 請求内容の確認及び所への指導を適切に行うべきもの        | 2-エ  | —          | <p>給水部は、「水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)」を41者と締結している。この契約に基づき、各支所が工事の発注、請求内容の確認及び工事代金の支出を行っている。</p> <p>ところで、中央支所における工事の施工状況を確認したところ、夜間に施工をしたものとして夜間用の割増単価をもとに請求がなされた工種の一部が、実際には昼間に施工されていたことが認められた。</p>  | <p>給水部は、平成28年3月1日付けの文書により、タイムスケジュール表により適正に精算されるよう全支所へ通知を行った。</p> <p>また、平成28年3月10日の維持係長会及び同年3月15日の全支所維持係担当者会議において、担当職員への周知徹底を図った。さらに、平成28年4月12日の「平成28年度単価説明会」においても、担当職員及び全受注者に対し再度周知徹底を図った。</p> <p>中央支所は、給水部からの通知を受け、平成28年3月14日に係会議で担当職員へ、昼夜にまたがる工事については請求内容と実施状況が一致しているか確認するよう周知徹底を図った。あわせて、受注者に対しては、平成28年3月14日付事務連絡でタイムスケジュール表の作成と昼夜が適確に判別できる工事写真の撮影を徹底するよう通知した。【2-エ】</p> |
| 107 | 水道局         | 参加者増加に向けた3館スタンプラリーの運営を適切に行うべきもの | 1-エ  | 2-ア<br>2-エ | <p>サービス推進部は、広報PR活動として、毎年、水道歴史館(文京区)、水の科学館(江東区)及び水と緑のふれあい館(奥多摩町)の3館を巡るスタンプラリーのイベントを行っている。</p> <p>ところで、このスタンプラリーの運営について見たところ、イベント用に購入した記念品の多くが残り、イベント以外の広報に活用されている状況が認められた。</p> <p>部は、参加者増加に向け、3館スタンプラリーの運営を適切に行われたい。</p>                    | <p>スタンプラリーの運営については、内容を見直し、実施期間を従前までの2か月間から夏休期間を含めた5か月間に拡大することで、3館を巡る十分な期間を確保した。</p> <p>また、事前周知期間についても、約1か月前から、様々な媒体で十分な周知を図るとともに、局ツイッター等を活用し、期間中も継続的な告知を行っている。【1-エ】</p> <p>スタンプラリーの実施要領について、実施期間の拡大やスタンプ帳の配布方法等の見直しを行い、今後の実施体制の改善を図るとともに、局担当者及び各PR館へ運営方法の周知徹底を行った。【2-ア、2-エ】</p>  |
| 108 | 水道局         | 多摩SWAN端末の使用に係る管理手続等を仕様書に定めるべきもの | 2-イ  | 2-エ        | <p>多摩水道改革推進本部調整部は、多摩地区における水道施設の維持管理業務をTSSに委託しており、業務に必要な機器として、利用者の水道料金徴収関連情報を管理する多摩水道料金等ネットワークシステム端末(多摩SWAN端末)を貸与している。</p> <p>ところで、当該契約の仕様書では、多摩SWAN端末の使用に関して、東京都水道局情報セキュリティ対策基準をTSSに貸与し、電子情報を適切に管理するよう求めているが、具体的な電子情報の管理手続等について定めていない。</p> | <p>27年度末に28年度の維持管理業務委託を発注する際、委託業務従事者全員に対する多摩SWAN運用管理要領など遵守事項の周知及び必要な教育及び研修の実施について仕様書に明記した上で、契約を締結した。【2-イ】</p> <p>本仕様書の内容に基づき、平成28年5月、TSS社内で、業務拠点ごとに情報セキュリティ研修を実施し、多摩SWAN運用管理要領の内容を改めて周知した。【2-エ】</p>  |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                                 | 措置区分 |            | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|------------------------------------|------|------------|--|--|
|     |             |                                    | ◎    | ○          |  |  |
| 109 | 下水道局        | 下水道の一時使用における料金調定を適正に行うべきもの         | 1-ア  | 2-ウ<br>2-エ | 土木建築工事の地中掘削時に発生する工事湧水は、事業に関する汚水として下水道料金徴収の対象となり、東京都下水道条例により、下水道事務所は、事業者から下水道の一時使用届の提出を受け、現場査定を行った上で汚水排出量を認定し、料金調定及び徴収を行っている。<br>ところで、北部下水道事務所において、下水道の一時使用における料金調定について見たところ、工事湧水について、ポンプ稼働日数を誤って計算したため、調定金額が12万8,547円過少となっていることが認められた。                 | 指摘に対する是正・改善措置として、所は、平成28年1月13日に下水道料金の更正処理を行い、不足分(12万8,547円)について、同月14日付けで使用者に請求、同年2月8日に収入した。【1-ア】<br>また、再発防止の取組として、経理部は、一時使用における調定金額の算出に当たっては、平成28年5月分から「汚水排出量算出基礎」に確認者及び課長代理の押印欄を新たに設け、チェックを徹底するよう様式を改め、通知した。【2-ウ】<br>また、平成28年5月18日の課長代理会で周知徹底を図った。【2-エ】   |
| 110 | 下水道局        | 履行確認を適正に行うとともに、業務未実施に係る契約変更を行うべきもの | 1-ア  | 2-ウ<br>2-エ | 中部下水道事務所は、日本橋川幹線ほか3か所に設置されている自家用電気工作物に係る保安管理業務を委託している。<br>当該契約の特記仕様書には、前年度、低圧回路絶縁抵抗測定試験で絶縁不良と指摘された設備は、毎月絶縁抵抗値を測定・報告する旨の記載がある。<br>そこで、平成26年度の報告書で絶縁不良とされた設備について、平成27年度において絶縁抵抗値の測定がなされているか確認したところ、平成27年4月分から平成28年1月分まで受託者から報告がなく、また、測定も行われていないことが認められた。 | 指摘に対する是正・改善措置として、所は、自家用電気工作物の保安管理業務委託について、平成27年4月分から平成28年1月分までの絶縁抵抗値の測定・報告業務の未実施分14万1,480円を平成28年2月19日に契約金額から減じた。【1-ア】<br>また、再発防止の取組として、施設管理部は、下水道事務所を対象に、平成28年2月25日及び同年4月12日に説明会を実施するとともに、平成28年3月17日及び同年4月1日に改善指導の通知を行い、自家用電気工作物の保安管理業務について、履行確認を適正に行うよう、周知徹底を図った。【2-エ】<br>さらに、契約内容が確実に履行されるよう、今年度から、仕様書上行うべき点検項目についてチェックリストを作成し、再確認を行うこととした。【2-ウ】<br>なお、所は、絶縁不良と測定された箇所については、速やかに修繕を行うこととし、それに併せ、仕様書上の点検の頻度を見直した。 |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                             | 措置区分 |                   | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要  |
|-----|-------------|--------------------------------|------|-------------------|---|---|
|     |             |                                | ◎    | ○                 |   |   |
| 111 | 下水道局        | 下水道事務所出張所業務委託に係る履行確認を適切に行うべきもの | 1-エ  | 2-ウ<br>2-エ        | 施設管理部は、中央区など21区における下水道事務所出張所の業務を東京都下水道サービス株式会社へ特命随意契約により委託している。<br>受託者が行う業務のうち、他企業工事の立会に係わる業務については、「他企業工事等申請台帳」及び「他企業工事受付台帳」を用いて実施状況の把握・確認を行っている。<br>ところで、西部第一下水道事務所が所管する杉並出張所における業務の実施状況について見たところ、下記の不適切な状況が認められた。<br>(ア) 申請台帳について、工期延長などの情報の入力漏れや入力誤りがある<br>(イ) 受付台帳について、工期が延長されていたにもかかわらず、その情報が反映されていない。 | 指摘に対する是正・改善措置として、所は、申請台帳について、工期延長などの情報の入力漏れや誤入力は、直ちにデータを入力、修正した。また、受付台帳について、工期が延長されていた情報は、直ちに入力、反映した。【1-エ】<br>また、再発防止の取組として、部は、下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象に、平成28年2月25日及び同年4月12日に説明会を実施するとともに、平成28年3月17日に改善指導の通知を行い、業務履歴検索システム及び各種様式への正確な入力及び履行確認を適正に行うよう、周知徹底を図った。【2-エ】<br>さらに、西部第一下水道事務所については、平成28年4月から業務履歴検索システムの入力状況を確認した上で、毎月、部に報告することとした。部は、その結果を踏まえ、他の下水道事務所についても同様の確認作業を行うこととし、その旨、平成28年8月12日に通知を行った。【2-ウ】 |
| 112 | 教育庁         | 委託契約を適正に行うべきもの                 | 2-ウ  | 2-エ               | 中部学校経営支援センターが締結する都立国際高等学校成績処理ソフト保守管理委託契約について見たところ、東京都教育委員会電子情報処理規程に基づく「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」が契約に盛り込まれておらず、契約時に受託者の情報セキュリティの確保や個人情報保護を担保するための取り決めがなされていないものとなっていた。   | 平成28年8月1日の経理第一担当会で本件指摘事項案文をもとに「個人情報を取り扱うシステム」等の案件については、情報セキュリティ等に関する遵守事項(電子情報処理委託に係る標準特記仕様書)を添付する事を周知徹底した。同日個人情報を取り扱う他の案件についても点検を行い、必要な書類が整っていることを確認した。【2-エ】<br>また、今後個人情報を取り扱うシステム委託契約を行う際は、必要書類等のチェックシートにより、決裁に関わる職員全員が確認を行い、さらに課長代理(経理担当)が協議を行うこととした。【2-ウ】  |
| 113 | 教育庁         | 授業料の収納及び学校徴収金の精算を適切に行うべきもの     | 1-ア  | 1-エ<br>2-ウ<br>2-エ | ア 学校徴収金の精算処理について<br>足立高等学校を平成28年3月31日付けで退学した生徒の授業料の未納及び学校徴収金の残金があるものについて、<br>① 返還通知書を4月又は5月に送付している。<br>② 学校徴収金会計講座から払い戻した授業料への充当予定額を、金庫に現金のまま保管している。<br>③ 精算すべき額を学校徴収金会計に残置している。  | 授業料の未納額については、学校徴収金の残額により、平成28年6月6日までに充当済みである。<br>併せて返還すべき学校徴収金残額については、平成28年5月12日及び同月27日に返金処理済みである。【1-ア】<br>校内の経営企画室において以下の流れを平成28年7月6日、全日制教員に同月15日、定時制教員に同月20日に周知した。<br>生徒が退学を希望した場合、担任は予め経営企画室事務担当、積立金担当に退学の意向と該当生徒の未納状況を共有する。退学起家決裁時に授業料の充当事務を始め、退学前に充当処理を行う。積立金等の返金は1ヶ月以内に行う。【2-ウ】   |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                         | 措置区分 |                   | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要  |
|-----|-------------|----------------------------|------|-------------------|--|---|
|     |             |                            | ◎    | ○                 |  |   |
| 113 | 教育庁         | 授業料の収納及び学校徴収金の精算を適切に行うべきもの | 1-ア  | 1-エ<br>2-ウ<br>2-エ | <p>イ 収納金の払込みについて<br/>現金収納があった場合には、速やかに収納金の払込みをすべしと、現金を経営企画室内の金庫に保管しており、監査日現在払込みを行っていない、もしくは速やかに収納金の払込みを行っていないものがある。</p> <p>ウ 現金収納金の誤返還について<br/>生徒の学校徴収金の残額12,045円について、授業料への充当を予定していたにもかかわらず、職員が誤って残額の一部5,400円を返還したことにより、授業料に同額の不足金が生じている。</p> <p>エ 授業料個人別管理簿の記載内容について<br/>督促後も未納が解消されず未納期間が3か月以上又は未納回数3回以上となった場合には、「個人別管理簿」を作成し、未納管理を行うこととしているが、指摘に係る生徒の保護者との交渉経過を一切記録していない。</p> | <p>現金収納分については平成28年6月3日に払込み処理済みを行った。【1-ア】<br/>授業料等の現金納付について、経営企画室の誰もが扱えるよう、会計管理局発行の「会計事務の手引」・「会計実務研修テキスト(収入編)」を活用し、平成28年6月22日に経営企画室会議を行った。【2-エ】<br/>また、同日から確実に払込みを行うため、保護者等から現金を受領した場合には、「納付有」の札を耐火庫に掛けることとした。歳入担当者は、この札の有無を確認し、払込みを確実に行う。<br/>歳入担当者が退庁した後に定時制生徒等から現金を受領した場合には、受領した職員が学校徴収金及び授業料の金額と領収書を確認し、確実に収入日計表に記入することとした。<br/>歳入担当者及び経営企画室長は、毎朝、「納付有」の札の有無と収入日計表を確認し、払込みを確実に行う。【2-ウ】</p> <p>平成28年7月14日に保護者が来校し、不足金を窓口領収した。同日、金融機関へ払込済み。【1-ア】<br/>平成28年6月22日の経営企画室会議で以下の内容を周知した。【2-エ】<br/>授業料・学校徴収金担当者は、適時「個人別管理簿」を更新することにより、校内での情報共有を図る。<br/>経営企画室長は、毎月「個人別管理簿」により未納状況を把握し、適宜担当者への指導及び助言を行っていく。また、返還時に個人別管理簿と起案及び返還金の突合を行う。【2-ウ】<br/>今後は、事務処理ミスによる学校の信頼を失墜させる事案を引き起こすことのないよう、週一度の企画室会議で失敗事例等の情報共有を図り、企画室職員が一丸となって再発防止に取り組んでいく。</p> <p>平成28年5月26日までに、未納であった授業料が納付されたことを確認し、個人別管理簿に記載した。【1-エ】<br/>経営企画室長は、授業料未納状況一覧表及び個人別管理簿を確認し、未納及び交渉経過を把握している。<br/>また、担当者及び担任との情報交換を密に行う。担任から生徒の家庭状況について詳しく聴取するなど、平成28年7月6日の経営企画室会議で周知し、督促業務について情報の共有を図っていく。【2-ウ】</p> |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                            | 措置区分 |                   | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要  |
|-----|-------------|-------------------------------|------|-------------------|---|---|
|     |             |                               | ◎    | ○                 |   |   |
| 113 | 教育庁         | 授業料の収納及び学校徴収金の精算を適切に行うべきもの    | 1-ア  | 1-エ<br>2-ウ<br>2-エ | <p>オ 現金出納簿及び収納金日報の作成について<br/>平成27年度に経営企画室窓口で現金収納した授業料について、現金出納簿への記載がない。また、収納金日報が作成されておらず、授業料の収納について歳入徴収者への報告を行っていない。</p>  | <p>平成27年度現金出納簿は、平成28年9月6日に、平成28年度現金出納簿は、同年7月4日に記帳済みである。<br/>収納金日報は、平成28年7月4日に作成済みである。【1-エ】<br/>現金収納を確実に処理できるよう、経営企画室において、会計管理局発行の「会計事務の手引」・「会計実務研修テキスト(収入編)」を活用し、収納金日報及び現金出納簿に関する業務の流れについて、平成28年7月6日に経営企画室会議を行った。【2-エ】<br/>今後は、毎月末に収納金日報、現金出納簿、領収書の突合を行い、作成及び記帳の確認を行う。【2-ウ】</p> |
| 114 | 教育庁         | 仕様に基づく履行確認及び仕様内容の変更を適切に行うべきもの | 2-イ  | 2-ウ               | <p>人事部は、「東京の学校見学会運営業務等委託」を締結している。<br/>本契約の仕様によると、各大学等へのチラシの発送について、部が履行状況を確認するため、受託業者は、平成27年11月30日までに報告を行うこととされているが、平成28年2月29日になって発送作業完了報告書を提出している。<br/>また、平成27年12月11日、平成28年2月12日及び同月19日の計3回行う見学会への参加者の募集受付期間は、実施日の前日から遡って4週間程度とすることとしているが、部は書面によらず、チラシ配布日(平成27年11月5日)から各回いずれにも申し込めるように変更している。</p> | <p>平成28年度に予定している同契約及び複数の履行期限があるすべての契約において、各履行期限の報告様式を定めるとともに、履行確認の状況を把握するためのチェックシートを作成し、確実に履行確認を実施していくことを平成28年8月末に決定した。また、契約変更が生じることの無いよう仕様書を適切に定めるとともに、仕様内容の変更の際には書面により適切に実施する。【2-イ、2-ウ】</p>   |
| 115 | 教育庁         | 個人情報の取扱いについて、仕様に定めるべきもの       | 2-イ  | —                 | <p>人事部は、「東京の学校見学会運営業務等委託」を締結しており、受託業者が募集用のチラシの作成・発送、参加者の申込受付・決定、計3回行う見学会当日の運営、アンケートの実施・集計、報告書の作成を行うこととなっている。<br/>受託業者は、参加者氏名・住所・年齢・性別・大学名・取得予定免許状等を取り扱っているが、個人情報の取扱いについて仕様に定められておらず、適切でない。</p>  | <p>平成28年度に予定している同契約において、「個人情報の取扱いについて」を仕様で定めるようにした。また、個人情報を取り扱うすべての契約案件においても「個人情報の取扱いについて」を仕様で定めた。【2-イ】</p>   |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                                     | 措置区分 |     | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|--|------|-----|--|--|
|     |             |  | ◎    | ○   |  |  |
| 116 | 教育庁         | 委託契約の履行確認を適切に行うべきもの                    | 2-ウ  | 2-エ | <p>中部学校経営支援センターは、新システムの稼働を開始するため、プログラム改修委託契約を締結している。</p> <p>この契約の委託内容は、データ移行を含むものとなっているものの、委託完了時に提出された委託作業報告書では、これらの作業を行ったことを確認することができない。</p> <p>これについて、センターは、別途契約しているシステムの運用保守委託契約において、データ移行の事実を確認できるとしている。</p> <p>しかしながら、これは、①プログラム改修委託契約とは異なる契約の報告書である、②当該報告は、プログラム改修委託契約の契約期間が過ぎた後に行われており、適切でない。</p>                         | <p>平成28年8月1日の経理第一担当会で本件指摘事項案文をもとに、今後このような契約を結ぶ際には、新たに「改修内容確認表」等により作業ごとの履行確認を行うこととした。また、併せて定例会の議事録等に各項目の進捗状況の記録を明記する等の対応を行うこととした。【2-ウ、2-エ】</p>  |
| 117 | 教育庁         | 改修工事中における運動場の利用に当たり給水栓の設置工事を速やかに行うべきもの | 2-ウ  | 2-エ | <p>都立学校教育部は、足立高等学校の改修を行っており、その間、学校は運動場に建設した仮設プレハブを校舎として利用していた。</p> <p>プレハブ校舎は、平成27年3月31日に撤去したが、学校から、プレハブ校舎の跡地を、整備工事前に運動場として使用したいとの要望を受けた。</p> <p>このため、部は、平成27年4月に予定していた整備工事の開始時期を平成27年12月に変更し、東部学校経営支援センターが、運動場に散水するための屋外給水栓を設置した。</p> <p>しかしながら、屋外給水栓設置工事の発注が同年8月、完了が同年10月となったため、設置から整備工事が始まるまで、給水栓を利用できる期間が2か月しかなく、効率的でない。</p> | <p>今回の指摘を受け、直ちに施設担当で平成28年7月11日に行った会議において、指摘内容について説明した。その際に、今後、本件のような事例が生じた時は、本庁施設担当、学校、支援センターでの打合せを速やかに行うことにより、課題を共通認識し、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、対応策を早急に検討できる体制をとり、適正な工事期間の確保を図っていくことを周知徹底した。【2-ウ、2-エ】</p> |
| 118 | 教育庁         | 資金前渡の処理を適正に行うべきもの                      | 2-イ  | 2-エ | <p>都立学校教育部では、手話通訳の派遣に伴う経費を資金前渡で支出している。</p> <p>しかしながら、手話通訳の実施前に支出負担行為の決定が行われておらず適正でない。</p>  | <p>今年度の手話通訳の派遣に関しては、早期に事務手続を行い、契約を締結することとした。【2-イ】</p> <p>また、平成28年9月1日、課内各職員に文書を配布し、本件を基に、適正な資金前渡の処理について改めて周知徹底を図った。【2-エ】</p>   |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                         | 措置区分 |     | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要  |
|-----|-------------|----------------------------|------|-----|---|---|
|     |             |                            | ◎    | ○   |   |   |
| 119 | 教育庁         | 資金前渡の少額支払案件に係る支出を適正に行うべきもの | 2-エ  | —   | <p>東京都会計事務規則によれば、月ごとに30万円を限度として、必要な資金の前渡を受けることができるとしている。</p> <p>しかしながら、府中東高等学校では、30万円の限度額を超えて前渡を受けている月があり適正でない。</p>   | <p>平成28年5月16日、東京都会計事務規則を経営企画室全体で再確認した。室長が少額支払案件に係る支出ルールの徹底を行い、月ごとの限度額の理解を経営企画室内で共有した。その上で、毎月の月初の現金出納簿等の点検に際して、受入状況を含めて入念に点検を行っている。【2-エ】</p>   |
| 120 | 教育庁         | 仕様書を適切に作成し、履行確認を適正に行うべきもの  | 2-イ  | —   | <p>学校内の用務事務及び日常的な清掃や除草等の事務については、各学校経営支援センターが取りまとめの上、契約を締結しており、日々の履行確認は、履行場所である各学校が行っている。</p> <p>そこで、履行状況を確認したところ、蔵前工業高等学校においては、週1回行うこととなっている大小会議室の清掃について、平成27年度においては合計26回しか行われていなかった。特に、7月、8月、11月、12月、2月については1回も清掃が行われていなかった。</p> <p>また、大山高等学校においては、仕様書で常駐業務の一つとして随時に散水を行うこととなっているが、7月以降において、7月に1回、8月に5回、1月に2回、2月に1回しか報告されておらず、報告及び履行確認が適切に行われていなかった。</p> | <p>日々の履行状況について学校内での確認を徹底し、平成28年10月1日から業務報告書については天候を記載する様式へと変更した。【2-イ】</p> <p>さらに、確実な履行を担保するため、受託者と学校との間で業務計画の確認を行い、受託者から提出される「月間作業計画書」に基づき、受託者にはその日の業務についてきちんと報告させ、学校は適切な履行確認を行う。</p> |
| 121 | 教育庁         | 消耗品出納簿及び物品受払簿を適正に作成すべきもの   | 1-ウ  | 2-ウ | <p>武蔵高等学校及び武蔵高等学校附属中学校は、郵券の購入等管理を消耗品出納簿及び物品受払簿で行っている。</p> <p>その内容について見たところ、記帳に誤りがあることにより、消耗品出納簿と物品受払簿に不突合があること及び物品受払簿の日付の誤りがあることが認められた。</p>   | <p>平成28年5月17日、消耗品出納簿及び物品受払簿の誤記帳を訂正した。【1-ウ】</p> <p>担当者が四半期に一度、現物照合を行っていたところを、毎月末に経営企画室長、担当者が現物照合を行い、校長が当該照合結果を確認することとし、管理を徹底する。【2-ウ】</p>   |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                         | 措置区分 |     | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|----------------------------|------|-----|---|--|
|     |             |                            | ◎    | ○   |   |  |
| 122 | 教育庁         | 生産品の取扱いを適正に行うべきもの          | 1-エ  | 2-エ | <p>東京都立学校における実習等に伴う生産品処理取扱要綱では、</p> <p>① 生産品が生じた時及び処分・消費する時には通知書により通知すること</p> <p>② 生産品発生経過は、実習日誌等に記録しておくこと</p> <p>③ 売却するために払い出した生産品が売却できなかった場合には、生産品処分明細書に経過を明らかにしておくことと定めている。</p> <p>しかしながら、農業高等学校は、実習等に伴う生産品について、要綱に規定された通知書及び実習日誌等を作成しておらず、処分明細書も数値に誤りがあるなど、生産品の数量、受入れ、払出し、販売の実績が確認できない状況となっている。</p> | <p>要綱に基づき、平成28年5月25日に「生産品報告・処分承認書兼生産品請求・受入・払出通知書」等を作成し、「生産品処分明細書」の数値の誤りを訂正した。【1-エ】</p> <p>実習等に伴う生産品の製造に関わる教員及び会計事務担当職員を対象に、東京都立学校における実習等に伴う生産品処理取扱要綱を基に、平成28年9月6日の職員会議後に校内研修を行い、適正な処理を行うよう周知徹底した。【2-エ】</p>   |
| 123 | 教育庁         | 高等学校就学支援金の認定事務を適正に行うべきもの   | 1-エ  | 2-ウ | <p>大山高等学校は、高等学校就学支援金の申請を行った生徒の認定に当たり、必要書類の提出を求めて審査を行っている。</p> <p>その審査が適正に行われているか、関係書類を確認したところ、①特段の理由なく、保護者の課税証明を提出せずに、生徒本人の課税証明のみが提出されているもの、②被扶養者である保護者の課税証明が提出されており、同一世帯に収入を有する別の構成員が存在する可能性があるものが見受けられた。</p>  | <p>① 当該生徒保護者に、保護者の課税証明書を提出するよう依頼し、父の課税証明書を受領した。</p> <p>② 当該生徒に事実確認を行ったところ、平成27年7月1日の申請時点の段階で保護者は1名であることを確認した。【1-エ】</p> <p>平成28年7月7日より申請書と課税証明書の氏名と金額及び年度をマーカーにより照合を行う。</p> <p>親権者を1名として申請している家庭で、課税証明書に被扶養者の表記がある場合、事実確認を行う。</p> <p>認定情報を入力した情報を確定する前に複数人による読み合わせにより確実な照合を行う。【2-ウ】</p> |
| 124 | 教育庁         | 貸し出したUSBメモリの当日中の返却を徹底すべきもの | 1-エ  | 2-エ | <p>都立学校では、USBメモリを外部記録媒体貸出管理簿等により管理しており、USBメモリの使用について、必ず当日中に返却させることと定めている。</p> <p>しかしながら、USBメモリを貸し出した当日に返却させていないものが17校において173件、管理簿等に返却日の記載が無く返却日が確認できないものが7校において7件あるなど不適正な事例が見受けられた。</p>   | <p>「サイバーセキュリティ対策の徹底等について(通知)」(平成28年6月22日付28教総情第164号)により、USBメモリ等外部記録媒体の管理について、全都立学校長宛に改めて周知徹底した。【2-エ】</p> <p>また、「職場の文書管理、情報セキュリティ及び個人情報安全管理に関する点検の実施について(依頼)」(平成28年9月30日付28教総情第255号)により、全都立学校において点検を実施した。【1-エ】</p> <p>なお、管理簿上、返却日が記載されていなかったUSBメモリについては、現物を確認し、紛失等がないことを確認した。</p>       |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                    | 措置区分 |     | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要  |
|-----|-------------|-----------------------|------|-----|---|---|
|     |             |                       | ◎    | ○   |   |   |
| 125 | 教育庁         | 自転車通学証代金の管理を適正に行うべきもの | 1-エ  | 2-ウ | <p>小平高等学校は、自転車通学をする生徒に対して、自転車通学証を有償配布している。</p> <p>ところで、その収入状況及び通学証の印刷代金について見たところ、以下のとおり適正でない状況が認められた。</p> <p>① 現金による収入及び支出があるにもかかわらず、現金出納簿を作成していないことから、手元にある現金の残額が適正か否か検証できない。</p> <p>② 生徒に対し、通学証を有償で配布しているにもかかわらず、領収書の発行を行っていないことから、収入額が検証できない。</p> <p>③ 通学証の印刷代金について、事前の意思決定なく発注し、請求書のみで支払いを行っている。</p> <p>以上のことから、学校に保管されている現金の有り高が適正か否か検証できない状況となっている。</p> | <p>①について、より適正な執行管理を図るため、平成28年6月27日に現金出納簿を作成するとともに、本件専用の口座を新たに開設し、通帳による管理を行うこととした。</p> <p>②について、平成28年7月8日、領収書を作成した。これにより、自転車通学証を交付した際の収入確認を行うことを可能とした。</p> <p>上記により、自転車通学証代金の管理を適正に行っている。【1-エ】</p> <p>③について、平成29年度以降は、生徒会会計からの支出とすることとし、学校徴収金等事務手引に基づき、事前の意思決定を経た上で発注し、請求書及び納品書に基づき支払いを行うなど、適正に処理する。【2-ウ】</p>              |
| 126 | 教育庁         | 食材料会計の収支を適切に管理すべきもの   | 1-エ  | 2-ウ | <p>六郷工科高等学校は、給食の調理を行う学校として、自校を含む3校の給食会計から食材料会計に収入して食材料の購入費を支払っている。</p> <p>食材料購入費の支払いについては、公費会計に準じた処理を行う必要があり、請求後30日以内に行うこととしている。</p> <p>ところで、学校では、平成27年4月分の食材料費が、食材料会計に収入されていた額を上回ったことから、5月に納入者への支払いを行わなかった。</p> <p>しかしながら、給食会計から食材料会計への収入時期を早めることで、納入者への支払いを行うことができることから、支払いが遅れたことは適切でない。</p>  | <p>六郷工科高等学校では、食材料費担当を複数とし、納入された食材料の価格を随時にチェックして、収支の見直しを早期に把握することとした。【2-ウ】</p> <p>また、これまで受配校には納入期限の無い請求書を送付していたが、納入期限のある請求書を送付することで、入金の見通しが立つようになった。また、納入完了時には担当にメール等で連絡するようにしてもらうこととした。なお、平成28年5月以降は確実に業者請求後30日以内に支払いを行っている。【1-エ】</p>   |
| 127 | 教育庁         | 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの  | 1-エ  | 2-ウ | <p>大山高等学校は、生徒会会計決算(予算額455万2,731円)において、前年度から繰越金120万4,631円を受け入れ、次年度へ226万3,453円を繰り越している。</p> <p>今年度の事業については、中止になったものではなく、繰越金の内容はすべて執行残であり、予算自体が十分に精査されていなかったものである。</p> <p>都立学校教育部「学校徴収金等事務手引」によれば、繰越金は予算額の2~3割程度にとどめる必要があると、約5割を繰り越している状態は適切でない。</p>   | <p>平成29年度生徒会会計予算編成に当たっては、繰越金の解消を目的として、例年の支出項目に加え、生徒会の活動目的に合った部活動振興や文化祭活性化のための事業費を計上するよう、生徒会に対して経営企画室と生徒会担当教員が連携して指導した。</p> <p>生徒会費の徴収額については、生徒会の活動規模に見合った金額とするよう生徒会に対して指導を行った。【1-エ】</p> <p>生徒会及び担当教員が過大な繰越金が生じることのないよう執行計画に基づく適切な収支管理を行うために、経営企画室が生徒会会計の執行率を生徒会及び担当教員に毎月情報提供を行うこととし、生徒会及び担当教員を経営企画室が支援する体制を構築した。【2-ウ】</p> |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                      | 措置区分 |     | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|-------------------------|------|-----|---|--|
|     |             |                         | ◎    | ○   |   |  |
| 128 | 選挙管理委員会事務局  | 契約事務を適正に行うべきもの          | 2-エ  | —   | 局における選挙啓発用資材の購入に係る契約について見たところ、複数の契約について、契約年月日が近接しており、購入している物品も、文房具・事務用品を取り扱う業者であれば調達が可能なのであることが認められた。<br>これらの契約は、局が啓発用資材の購入を計画的に進めることで一つの契約によることができることから、集約して競争入札によるべきところ、それぞれにおいて随意契約を行っており、適正でない。                             | 今回の監査結果を踏まえ、局は、計画的に契約事務を行うとともに、同種かつ集約可能な契約で、集約により予定価格が契約事務規則で定める金額を超え、競争入札になるものについては、契約を一つにまとめ競争入札とすることとした。<br>平成28年9月5日開催の局議においてその旨を周知徹底した。さらに、平成28年9月8日に、全職員に対して、契約事務を計画的かつ適正に執行するよう周知を図った。【2-エ】 |
| 129 | 議会局         | 不用品の処分に当たって再資源化に努めるべきもの | 2-エ  | 2-ウ | 管理部が処分した物品の中には複数の再資源化対象品目（小型家電製品）が含まれているにもかかわらず、これらは他の産業廃棄物と同様に処分されていることが認められた。<br>部は、不用品の処分に当たって再資源化に努められたい。   | 小型家電リサイクル制度対象品目一覧に基づき、不用品の処分時には再資源化対象品目について十分な確認を行うよう、平成28年9月12日付けの事務連絡で局内に周知徹底を図った。【2-エ】<br>また、事業所管課と契約・計理担当所管課での二重チェックを徹底する。【2-ウ】  |
| 130 | 議会局         | 適正な区分で処分すべきもの           | 2-エ  | 2-ウ | 不用品の処分に係る委託契約で処分した品目には木製の書棚が含まれており、産業廃棄物として処分されている。<br>しかしながら、廃棄物処理法施行令によれば、官公庁から排出される木くずは産業廃棄物には該当しないため、一般廃棄物として処理すべきである。  | 産業廃棄物処理法等における産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区別についての例示が記載された「産業廃棄物適正処理ガイドブック」を利用し、処分時に適正な区分で処分するよう、平成28年9月12日付けの事務連絡で局内に周知徹底を図った。【2-エ】<br>また、事業所管課と契約・計理担当所管課での二重チェックを徹底する。【2-ウ】                                    |
| 131 | 議会局         | 適切な処分量に基づいて契約すべきもの      | 2-エ  | —   | 管理部は、不用品の処分量を30㎡と算定し、総価契約により委託している。<br>ところで、この処分量は、各品目の凹凸による空間を考慮せず単純に採寸した寸法から個々の大きさを算出し、合算したものであることが認められた。<br>しかしながら、例えば椅子2脚を効率良く積み重ねると椅子1脚分の大きさの2倍にはならず、実際の処分量は30㎡に満たないものとなる。<br>このことから、部の算定した処分量は適切でなく、この処分量に基づいた契約金額は適切でない。 | 処分品の形状を考慮して計測した適正な処分量を基に、単価契約で処理するよう、平成28年9月12日付けの事務連絡で局内に周知徹底を図った。【2-エ】   |

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                      | 措置区分 |     | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|-------------------------|------|-----|--|--|
|     |             |                         | ◎    | ○   |  |  |
| 132 | 議会局         | 委託契約の再委託に係る手続を適正に行うべきもの | 2-ウ  | 2-エ | 管理部では、都議会PR用動画を作成し、PRコーナーにて見学者向けに再生を行っている。<br>ところで、部では、動画の修正を委託契約により行った。<br>しかしながら、契約書では「再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。」と定められているが、実際に再委託がされているにもかかわらず、受託者から書面による申し出がなかった。 | 平成28年9月12日付けの事務連絡で、以下のとおり、局内に周知徹底を図った。【2-エ】<br>再委託に係る手続きの順序について相手方に徹底させること。<br>仕様書等に基づく提出書類を一覧にしたチェックシートを作成し、契約時においては当該シートを利用して提出書類等を十分に確認すること。<br>事業所管課と契約・計理担当所管課での二重チェックを徹底すること。【2-ウ】 |



【意見・要望事項】

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項           | 措置区分 |     | 監査結果の要約   | 講じた措置の概要   |
|-----|-------------|--------------|------|-----|---|--|
|     |             |              | ◎    | ○   |   |  |
| 133 | 青少年・治安対策本部  | 仕様内容の検討等について | 2-イ  | 2-エ | <p>本部は、非行少年立ち直り支援ワinstoppセンター「びあすば」の業務を委託している。</p> <p>本契約において、個人情報インターネット非接続のパソコンで扱うよう指示しているが、メールや受託者のホームページでも相談・支援を行っており、インターネットに接続しているパソコンでも、個人情報のデータが保管される状態となっている。メール等による相談を行った場合、インターネット非接続のパソコンへの記録及びインターネット接続のパソコンにおけるメール記録の削除手順等が、仕様書に明記されていない。</p> <p>また、仕様書によれば、個人情報については、本契約が終了した場合に、都と協議の上消去すべきものとされているが、支援が終了した少年の情報について、その取扱いについて協議しているか確認できない。</p> | <p>平成28年度の契約については、平成28年10月18日付けで、メール記録の具体的な削除手続等について、受託者と新たに協議書を取り交わした。【2-イ】</p> <p>また、本部内の契約事務担当者会議を開催し、①前年度と同じ内容を委託する場合についても最新の法令、規則を確認し、仕様書に反映する、②個人情報を適切に管理するよう部内周知を図った(平成28年10月5日)。【2-エ】</p>  |
| 134 | 福祉保健局       | 郵送経費の積算について  | 2-イ  | —   | <p>高齢社会対策部は、委託契約にて都民へのアンケート調査を行っている。</p> <p>この契約では、郵送経費として、料金後納受取人私郵便の郵送料単価に、仕様書で設定した調査票回収率の努力目標(60%)から算出した調査対象者からの回収見込み数量を乗じて計算している。</p> <p>ところで、当該努力目標は、同部が過去に実施したアンケート調査の実績値をもとに設定しているが、過去アンケートと当該契約では対象者層が異なっており、アンケート回収率が同程度になるという想定は合理的ではない。</p> <p>実際、当該契約の回収率実績をみると、43.8%と努力目標に達しておらず、調査票回収に係る郵送経費の積算額は、実費額を上回っていることが認められた。</p>                           | <p>監査の意見・要望を踏まえ、今後のアンケート調査における目標回収率については、調査対象者層を精査の上、合理的な設定に努めることとした。</p> <p>平成28年度に委託契約にて実施している郵送による別件のアンケート調査(「在宅サービス事業者運営状況調査」)の予定価格の積算にあたっては、オンラインによる回答も可能であるため、郵送による返送率について、努力目標の回収率「70%」(※1)の半数程度(※2)(調査対象者数の30%)と想定して算出した。【2-イ】</p> <p>(※1) 過去に高齢社会対策部で実施した対象が同様の調査(67.4%)を参考に設定</p> <p>(※2) 調査会社2社の実績(50~70%程度)を考慮して設定</p> |

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一〇一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
一筒月 六、六〇〇円  
九〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

| 番号  | 対象局<br>(団体) | 事項                        | 措置区分 |     | 監査結果の要約  | 講じた措置の概要  |
|-----|-------------|---------------------------|------|-----|--|---|
|     |             |                           | ◎    | ○   |  |   |
| 135 | 港湾局         | 東京港見学案内事業における個人情報の取扱いについて | 2-イ  | —   | <p>総務部では、海上バスによる東京港見学案内事業を、協定に基づき業者と共同事業として行っている。</p> <p>この協定の内容を見たところ、乗船募集及び受付の業務において、業者が個人情報を収集、保管しているにもかかわらず、部は、協定書等に個人情報の帰属、管理方法等の個人情報保護に係る遵守条件を記載していない状況が認められた。</p>   | <p>既に締結していた平成28年度事業に係る協定を平成28年6月20日付けで変更し、個人情報の帰属、秘密保持、管理方法等の遵守条件の規定を記載した。【2-イ】</p> <p>平成29年度以降の協定についても見直しを行い、個人情報の保護に係る遵守条件を記載する。</p> <p>また、新たに個人情報を扱う契約を締結する場合には、本件指摘の趣旨を踏まえて適切に対応する。</p> |
| 136 | 教育庁         | 物品管理のあり方について              | 1-エ  | 2-ウ | <p>西部学校経営支援センターは、物品管理者を置くセンターと異なる所在地に支所を設置しており、その支所では、年間を通してタクシーチケット及び郵券を保管していることが認められた。</p> <p>センターは、支所に担任区分を定めた物品管理者を置くなど、適切な物品の管理方法について早急な検討が望まれる。</p> <p>また、都立学校教育部は、支所を持つ東部及び中部学校経営支援センターを含め、適切な物品管理方法について検討し、各センターを指導されたい。</p> | <p>平成28年10月1日に支所長を物品管理者に指定した。担任区分は「金券類及びタクシーチケット券の管理」と定めた。</p> <p>また、東部及び中部学校経営支援センターにおいても、時期を一旦して同様の処理を行った。【1-エ、2-ウ】</p>   |